

ASIAGAP 審査のタイミングについて

ASIAGAP の更新審査のタイミングは、「ASIAGAP 総合規則 2017」では認証の有効期限の 6 ヶ月前から実施可能でしたが「ASIAGAP 総合規則 2017 改定第一版」では 3 ヶ月前から実施可能に変更されました。また、少なくとも年 1 回審査を実施しなければならないことから、維持審査についても審査時期がこれまでと異なる場合があります。このため審査時期が農産物取扱い工程の稼働時期から外れてしまう農場や農産物が存在中でない農場が出てくる可能性があります。

上記のような場合の対応について、運用を明確にし、徹底するため、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 審査における現場の確認は食品安全リスクの高いプロセス及び農場・団体にとって重要と認められるプロセスについての確認が求められている。必ず農産物取扱い工程である必要はない。例えば、荒茶工場が可動していない時期に農薬の調査現場や散布現場の確認を行うことも可能である。
2. 審査のタイミングは下記の例のように、分割して行うことも可能である。
 - (1)現場の審査は、農産物取扱い工程の作業がある時期行う。
 - (2)他の項目についての審査は、本来の審査タイミングに実施する。上記(1)と(2)の間隔は特に定めないが、概ね 6 ヶ月以内とする。審査を分割する場合はその理由を書面に残しておくこと。また、審査報告書は審査ごとに作成し、分割審査であることを明記すること。是正処置は審査ごとに要求すること。
3. 総合規則 7.3(4)f)に基づき更新審査の前倒しを行うことで、審査のタイミングを調整する事が可能である。

以上